

WPG (Working Practitioner Group) 細則
(平成27年4月7日制定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会(以下、「本法人」という)のWPG (Working Practitioner Group)の設置及び運営に必要な事項を定める。

(WPGの設置)

第2条 委員会は、本法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の議決を経て、委員会の下部組織としてWPG (Working Practitioner Group)を設置する。

(構成)

第3条 WPGの構成は、WPG員長1名及びWPG員若干名とする。

2. 必要に応じてWPG副員長を置くことができる。

(委嘱)

第4条 WPG員長は、原則として代議員の中から当該WPGを設置する委員会の委員長(以下、「担当委員長」という)が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. WPG員は、原則として正会員の中からWPG員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3. WPG員は、必要に応じて公募を行い、WPGまたは担当委員会にて選出し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

4. WPG副員長は、原則としてWPG員の中からWPG員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(外部委員)

第5条 必要に応じて外部委員を置くことができる。外部委員は、理事会の議決を経て、正会員以外の者を委嘱することができる。

(任期)

第6条 WPG員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし、当該WPGが製作物の作成完了等一定の業務達成を目的とするものである場合は、選出される年度の8月1日から1年間とする。本項の規定は、WPG員の再任を妨げない。

2. WPGの設置期間は、担当委員長及びWPG員長が決定する。

(WPG会議の運営)

第7条 WPG会議は、WPG員の過半数の出席をもって成立する。

2. 議決は、WPG員出席数の過半数を要し、可否同数の時は、WPG員長の決するところによる。

3. WPG員長は、審議内容及び活動状況を議事録をもって委員会に報告しなければならない。

4. WPG員長は、緊急を要する事案が生じた時は、WPGの議決を待たずに対応することができる。その場合には、速やかにWPGに報告しなければならない。

(経費)

第8条 WPGの活動にかかる経費は、本法人が負担する。ただし、外部委員以外の委員は無報酬とする。

(委員会の改廃等)

第9条 WPGの廃止及び改変は、理事会の議決による。

(細則の変更)

第10条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。